

深夜酒類提供飲食店

(神奈川県・個人の場合)

営業所床面積	報酬目安	別途費用	許可申請費用計(消費税込)
50㎡(約15坪)未満	120,000	700	130,300
50㎡～100㎡(約30坪)未満	135,000	700	146,500
100㎡～150㎡(約45坪)未満	150,000	700	162,700
150㎡(約45坪)以上	165,000	700	178,900

*** 警察への開始届には、保健所許可証コピーの添付及び次の費用が必要となります。**

【横浜市への保健所申請費用】・・・50,000円(報酬)＋18,000円(許可申請手数料)＝68,000円

【川崎市への保健所申請費用】・・・50,000円(報酬)＋16,000円(許可申請手数料)＝66,000円

*** ただし、警察への開始届と保健所の申請を併せてご依頼いただく場合は、保健所申請報酬の半額をサービスさせていただきます、次のとおりとなります。**

【横浜市への保健所申請費用】・・・25,000円(報酬)＋18,000円(許可申請手数料)＝43,000円

【川崎市への保健所申請費用】・・・25,000円(報酬)＋16,000円(許可申請手数料)＝41,000円

* 食品衛生責任者講習の申込みもご依頼いただく場合は、別途10,000円(受講料)が必要となります。

* 上記金額は、あくまで目安であり、営業所の状況等により増減することがあります。

* 最初に、上記費用合計額をお支払いいただきます。

【ご注意下さい】

最近では、登録間もない行政書士が低額の報酬で広告宣伝する例が目立っていますが、経験不足・情報不足により大幅に届出及び営業開始時期が遅れ、トラブルになっているケースが増えてきています。

報酬の安さだけで判断すると、結局高いものにつきますので、ご注意下さい。